

社会福祉法人 余市町社会福祉協議会組織・機構図

【任意団体設立】昭和28年6月 【法人設立】昭和52年7月7日

●監査機関

監事（2名以内）

- ・社会福祉事業について識見を有する者
- ・財務管理について識見を有する者

- ◀理事の職務執行を監査し、法令で定める監査報告を作成する
- ◀必要な時は理事及び職員に対し、事業の報告を求め、法人の業務及び財産状況の調査をすることができる

評議員選任・解任委員会（3名）

- 〔外部委員1名 監事1名〕
- 〔事務局員1名〕

- ◀評議員の選任及び解任について審議し、決定する

会長（理事長）

- ◀執行状況の報告

理事会（6～12名以内）

〔副会長2名〕

- ・住民代表
- ・社会福祉関係団体
- ・関係行政機関
- ・知識経験者

- ◀法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長の選任及び解職

評議員会（7～25名以内）

- ・住民代表
- ・社会福祉関係団体
- ・関連団体
- ・知識経験者

- ◀法人運営のルール・体制を決定、役員を選任・解任、事後的に法人運営を監督する

●執行機関

●議決機関

事務局

- ・事務局長1名
- ・常勤職員3名

事業4部門

1. 法人経営部門

- ・適切な法人運営や事業経営を行うとともに総合的な企画や各部門間の調整等を行う、社協事業全体のマネジメント業務を行う部門

2. 地域福祉活動推進部門

- ・地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や、地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する地域福祉推進の中核的な役割を果たす部門

3. 相談支援・権利擁護部門

- ・地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行う部門

4. 介護・生活支援サービス部門

- ・介護保険サービスや障害福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する部門